第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」第 3 条の 6 の規定に基づく経済産業大臣の意見(令和 2 年 10 月 26 日 20200803 保第 33 号)は、次のとおりである。

経済産業省

20200803保第33号 令和2年10月26日

クリーンエナジー合同会社 職務執行者 金山 弘 殿



クリーンエナジー合同会社「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月3日付けをもって送付のあった「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力 発電事業 計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第 3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は現時点において、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及び クマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリ、サシバ等の 渡りの経路、カモ・ハクチョウ類の集結地となっている可能性があることから、本事業 の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が 懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助 言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境 保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダーサワグルミ群集、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等の植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書について述べられた経済産業大臣の意見に対する事業者の見解は、表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

経済産業大臣の意見

事業者の見解

1.総論

(1)対象事業実施区域等の設定

本事業の事業実施想定区域(以下想定区域)という。)は現時点において、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付 道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構 造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に 当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に 行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理 し、反映させること。 他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複しているため、当該事業者と事業計画に係る調整等を行い、当初の想定区域と相違する場合は、方法書以降の手続きにおいて内容を反映いたします。また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、その結果を準備書に記載します。

(2)累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

想定区域の周辺においては、他事業者による 複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手 続中であることから、環境影響評価図書等の公 開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努 め、累積的な影響について適切な調査、予測及 び評価を行います。また、その結果を踏まえ、 風力発電設備等の配置等を検討し、その結果を 進備書に記載します。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び 基数の削減を含む事業計画の見直しを行い、その結果を準備書に記載します。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を 優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないよう にすること。 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、その結果を準備書に記載します。

表 5.2-1(2) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

経済産業大臣の意見

事業者の見解

2.各論

(1)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリ、サシバ等の渡りの経路、カモ・ハクチョウ類の集結地となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

風力発電設備の配置等の検討に当たっては、 専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適 切な調査、予測及び評価を行います。また、そ の結果を踏まえ、準備書段階で環境保全措置を 検討し、鳥類への影響を回避又は極力低減する よう努めます。

(2)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダーサワグルミ群集、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等の植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減するよう検討し、その結果を準備書に記載します。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適 切に記載すること。

検討の経緯及び内容について、方法書以降の 図書の該当箇所に適切に記載いたします。